

議案第 44号

町道補入協議の件

大坂管林局倉吉署管下記專用林道と町道に併するのと左別紙協議書  
により協議するものとす

記

一、專用林道 竹田谷林道 起辰中津字向原向止長三六七八米  
終辰中津大字向原向止長三六七八米

昭和二十九年三月九日提出

三朝町長 坂 出 雅



昭和二十九年三月九日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



林式第ニ号

昭和 年 月 日

三朝町長、氏

署名

印

大阪官林局長殿

林 議 書

青局倉吉署管内前在青局專用林道竹田谷林道起実向原自延長二六  
 七八米の区画は一般の公通且つ又農林産物搬出量増大せるの事情によ  
 りこれ左町道に認定し右部条項を以つて今後この路線の管理運営を  
 致したるの御承認を得度く議決機関の議決書を添えて披露いたします。

語

一 この道路の維持保全は管理者に於て施行することとを原則とするが  
 路線の特殊性によりその負担を全面的に履行する事は財政上尙未  
 がないと予想されるので町道に認定の上はこの区画を別紙承諾書  
 案の条項により責務併用林道に納入されたい。

二 この道路の認定により併用利益を受ける官林局署内係以外の者に  
 対しては必要により道路法第二十二條または第六十一條の負担を

課し道路の保全を期すること。

三 この道路に付しては管理者は前項~~及~~其他路線の管理保全に關する

営林局署の意見を尊重するものとす。

四 この既設橋梁の維持に前項の認定行為をちし且つ管理者は

道路法第九十條第三項による手續を賣局之申請するものとす。

以上